

質問に対する回答

射水市 V R 観光 P R コンテンツ開発等業務（公募型プロポーザル）に関する質問に
対し、次のとおり回答します。

	質問内容	回答
1	実績書とあるが、制作を協力する会社の実績でも大丈夫でしょうか。	<p>実績書には、本プロポーザル申込みに係る代表業者の実績、再委託を予定している業者（以下、「再委託先」という。）の実績は、それぞれの業者ごとに様式第4号に記載してください。この際、再委託先に係る様式第4号については、「事業者名」を「再委託先業者名」としてください。</p> <p>また、次の2点についてご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先についても、実施要領4 参加資格要件、実施要領16 その他、及び仕様書9 その他に規定する内容が適応されるものとします。 ・仕様書の3キに定める報告事項について、任意様式により企画書等に併せて提出するものとします。
2	「YouTube や Facebook への掲載方法や閲覧方法についてまとめたもの」とあるが、YouTube のみではなく、Facebook への掲載にも対応した成果品を想定しておけば良いでしょうか。	Youtube のみではなく、Facebook への掲載も想定します。なお、Facebook への掲載については、Youtube の当該コンテンツを埋め込み及び貼り付けする等、何らかの形で閲覧できる形式であれば可とします。
3	「市が所有する VR ゴーグル」とあるが、製品のメーカーや型番などお教え頂けますでしょうか。	T-PRO 製、TVR-50 です。
4	V R コンテンツの再生時間が、1分30秒～2分となっていますが、内容が豊富で2分に収まらない場合、2分を越えると、プロポーザルの採点において、減点になりますか。	企画提案内容について、コンテンツ再生時間が2分を超えることによる本業務の目的及び仕様への悪影響はない、と評価されれば減点されません。